

# 恒春の丘からのお知らせ

2021年5月号

## ☆介護保険負担限度額認定証の交付要件などの見直しについて☆

横浜市より介護保険施設入所者の食費・部屋代の助成制度が令和3年8月1日から変更になりますとのお知らせがありました。詳細は以下の通りです。

### 負担限度額認定の預貯金要件の見直し

主な対象者		預貯金等(配偶者がいる場合)		
		7月まで	8月以降	
世帯全員が市民税非課税	本人の年金収入金額等が80万円以下	1000万円 (2000万円) 以下	第2段階	650万円(1650万円)以下
	本人の年金収入金額等が80万超120万円以下		第3段階①	550万円(1550万円)以下
	本人の年金収入金額等が120万円超		第3段階②	500万円(1500万円)以下

\*年金収入金額等＝公的年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額

### 食費の負担限度額の見直し

主な対象者		預貯金等(配偶者がいる場合)		
		7月まで	8月以降	
世帯全員が市民税非課税	本人の年金収入金額等が80万円以下	390円	第2段階	390円
	本人の年金収入金額等が80万超120万円以下	650円	第3段階①	650円
	本人の年金収入金額等が120万円超	650円	第3段階②	1360円

\*部屋代の負担限度額は変更ありません

現在の第3段階は8月以降、第3段階①と第3段階②の2つに分かれる予定です。

認定証の更新や申請に関しましては、当施設ではお答えいたしかねます。お住まいの区役所等へお問い合わせください。

### ☆菖蒲湯☆

コロナ禍において、外出が出来ず気持ちが沈みがちですが、そのような中でも、少しでも楽しんで頂きたいと思い、施設のお風呂で「菖蒲湯」を実施しました。

「今日のお風呂は格別ね!」「いつもよりもっと気持ちよく入れるわ!」などのお言葉が聞かれ、楽しんで頂くことが出来ました。



特別養護老人ホーム 恒春の丘

【相談課】 高野 竹内 福田  
渡辺 柏村 片山

# 恒春の丘からのお知らせ

2021年5月号

**重要!**

## ☆介護保険負担割合証などの更新に関して☆

以下の保険者証の有効期限近づいてまいりましたのでお知らせ致します。  
有効期限は2021（令和3）年7月31日にまでです。

- 1・介護保険負担割合証  
対象者 ⇒ 全員
- 2・介護保険負担限度額認定証  
対象者 ⇒ 認定を受けている方
- 3・後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証  
対象者 ⇒ 75歳以上（一部除く）の方で、認定を受けている方
- 4・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証  
対象者 ⇒ 75歳未満の方で、認定を受けている方
- 5・横浜市重度障害者医療証  
対象者 ⇒ 認定を受けている方
- 6・社会福祉法人による利用者負担軽減確認証  
対象者 ⇒ 認定を受けている方
- 7・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証  
対象者 ⇒ 住所地が横浜市以外の方で、有効期限が7/31までの方

介護保険負担限度額認定証につきましては、区(市)役所より届きます更新申請書(既

に取得されている方のみ)と必要書類をご用意の上、お早めにご家族様の方でお手

続きをお願いいたします。(“国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証”、

“社会福祉法人による利用者負担軽減確認証”“横浜市重度障害者医療証(一部の

方)”も毎年更新手続きが必要です。こちらは更新に必要な書類は送られてきません

のでご注意ください。) その他に関しまして、基本的に対象者に新しい認定証等が送

られてきますが、新規の方は申請が必要です。新しい認定証が届きましたら、当施設に

ご提出をお願い致します。尚、申請書の提出が遅れますと自己負担分の軽減が受けら

れない期間が生じてしまう場合がございますのでご注意ください!

特別養護老人ホーム 恒春の丘

【相談課】 高野 竹内 福田  
渡辺 柏村 片山